



LEGAL UPDATE

2023年10月

環境保護法の施行政令第 08/2022/ND-CP 号の改正政令案

ベトナム政府は、環境保護法の施行政令第 08/2022/ND-CP 号（08 号政令）に関する改正政令案（改正案）を公表し、2023 年 10 月 19 日から同年 11 月 4 日まで意見公募が行われた。本稿では、改正案の重要な点を紹介するが、改正案が政令として発布されるまでに、内容が変更される可能性がある点、ご留意いただきたい。

1. EIA 変更登録

08 号政令では、投資プロジェクト実施前の準備期間中に、①投資法に従い投資方針調整承認・投資登録証明書の変更登録が必要となる投資プロジェクトの規模および生産力増加、②承認された環境影響評価（EIA）に記載された廃棄物処理施設の処理能力を超える廃棄物を生じさせる生産技術変更、③承認された EIA に記載された環境影響を悪化させる可能性のある廃棄物処理技術の変更、④プロジェクト用地の変更、⑤処理済み排水の直接排水場所の、より厳格な廃棄物排出要件が適用される水源への変更、または、汚染、地滑りまたは地盤沈下のリスク増加につながる受け口への変更、のいずれかが発生すれば、投資主は EIA を再度実施する責任がある、と規定する¹。

これに対し、改正案は、より詳細な規定を置き、上記①の事由について、▽生産力の 30%以上の増加、▽サービス規模および提供力の 30%以上の増加（デパート床面積の増加、旅行宿泊施設の部屋数の増加等）、▽生産用機械設備の追加と工場賃貸借事業の追加を含む、と規定した。また、上記②の事由について、生産技術の変更には、▽製造技術の変更、廃棄物処理を行うための処理システムや設備における技術変更、▽道路交通または特定活動があるプロジェクトにおける施工技術や手法の変更が含まれる、とした²。

改正案では、上記①および②のいずれも、環境影響が悪化する場合という要件が新たに課された。環境影響が悪化する場合とは、▽排水、ダスト、排気いずれかの総量が増加すること（工業団地等の二次排水総量のみ増加させる場合を除く）、▽生物多様性の減少、▽土留め、地盤沈下、洪水の危険性の増加、▽環境要素中の汚染値の排出量の増加、が含まれると規定された³。

さらに、改正案の下では、その他環境影響が悪化する結果をもたらす変更、という事由を新設し、上記③、④および⑤はこれに含まれることとなるとともに、廃棄物である原材料の追加などの他の

¹ 08 号政令第 27 条第 2 項

² 改正案第 1 条第 7 項

³ 改正案第 1 条第 7 項



事由もこれに含まれることとなった⁴。

2. 環境ライセンス

08 号政令の下では、環境ライセンスの再取得申請が必要となる事由の一つとして、規模または生産力の増加、生産技術の変更（EIA の再実施が必要となる場合を除く）が規定されている⁵。

この再取得申請事由について、改正案では、EIA 再実施事由として規定される生産力またはサービス規模および提供力の増加割合が 5%以上から 30%未満までの場合、および生産用機械設備の追加と工場賃貸借事業の追加がある場合に限定された。増加割合が 5%未満である場合、環境ライセンスの再取得ではなく、変更登録の対象となると規定された⁶。

3. 環境汚染の危険性があるプロジェクト・事業施設

08 号政令付録 II には、環境汚染の危険性があるプロジェクト・事業施設リストが定められる。

改正案では、上記リストについて、主に以下の重要な改正点が規定された。

▽ 08 号政令では、電気設備・部品の製造業と電子設備・部品の製造事業には共通の基準が適用される⁷。改正案では、電子製品、コンピュータおよび光学設備の製造業（メッキ処理、塗装、化学物質による浄化、部品製造の一つを含む）と電気製品の製造業（メッキ処理、塗装、化学物質による浄化、部品の製造の一つを含む）は分けられ、それぞれ異なる基準が定められた⁸。

▽ その他排水を大量に排出する事業（1 日 500 立方メートル以上 3000 立方メートル未満までであれば中位の生産力、1 日 3000 立方メートル以上であれば高位の生産力のあるプロジェクトに区分される）が追加された⁹。

⁴ 改正案第 1 条第 7 項

⁵ 08 号政令第 30 条第 4 項第 b 号

⁶ 改正案第 1 条第 10 項

⁷ 08 号政令付録 II

⁸ 改正案付録 II

⁹ 改正案付録 II



ご質問は下記まで：

[ホーチミンオフィス]

岡田英之 **Hideyuki Okada**/小林亮 **Ryo Kobayashi**/Nguyen Thi Hong Phuc/Dao Thi Lan Anh

Tel: +84-28-6299-0666

Email: hochiminh@tmi.gr.jp

[ハノイオフィス]

岡田英之 **Hideyuki Okada**/小幡葉子 **Yoko Obata**/Le Phuong Lan/Nguyen Le Tram/Nguyen Thu Huyen/Le Duc Son

Tel: +84-24-3826-3826

Email: hanoi@tmi.gr.jp

Disclaimer: The Vietnam offices of TMI Associates presents this legal update only for the purpose of providing clients with an update of the recent legal changes in Vietnam instead of providing any legal advice or legal opinion on the same. Consequently, this legal update should not be used as legal advice for any matters in any cases for whatsoever reasons. Moreover, this legal update is drafted in compliance with the legal document(s) as mentioned herein at the date subscribed above, so such legal document(s) may amended, supplemented, replaced or abolished at the time of this legal update being read. Accordingly, it is strongly recommended to contact us for an official confirmation on the validity of the legal document(s) in question.